

「貯金連動型住宅ローン」 キャッシュバックサービス規定

第 1 条 (貯金連動型住宅ローン)

貯金連動型住宅ローンとは、兵庫県農業信用基金協会保証型 J A 住宅ローン (一般型, 100%応援型, 借換応援型, 200%借換応援型) 及び協同住宅ローン (株保証型住宅ローン (新築・購入コース, 借換コース)) に、キャッシュバックサービスを付帯したものをいいます。

第 2 条 (キャッシュバックサービス)

キャッシュバックサービスとは、貯金連動型住宅ローンを借入の場合に、貯金連動型住宅ローンの残高と兵庫西農業協同組合 (以下「当組合」といいます。) に預け入れられた当規定第 3 条に定める定期貯金の残高を対象に当規定第 5 条に定める計算式により算出された住宅ローン利息相当額を、当組合よりキャッシュバックするサービス (以下「本サービス」といいます。) をいいます。

第 3 条 (貯金)

1. 貯金の種類

貯金連動型住宅ローンを利用するにあたり当組合と締結する金銭消費貸借契約証書上の借主及び連帯債務者が当組合に預け入れている以下の定期貯金を対象とします。

- ①大口定期貯金
- ②スーパー定期貯金
- ③期日指定定期貯金
- ④変動金利定期貯金

ただし、担保定期貯金 (総合口座貸越の担保定期貯金含む) を除く。

2. キャッシュバック計算対象残高

- (1) 毎月の月中の平均残高を対象とします。
- (2) その場合、円単位未満については、切り捨てといたします。

3. キャッシュバック計算対象利率

毎月の月末時点における対象定期貯金の適用利率とします。

4. 利息

別途当組合が定める対象定期貯金の規定に従い、当組合より支払うものとします。

第 4 条 (住宅ローン)

1. 住宅ローンの種類

本サービスは、貯金連動型住宅ローンを利用の場合にのみ利用できるものとします。

2. キャッシュバック計算対象残高

- (1) 毎月の月末時点における貯金連動型住宅ローン残高の 50% を上限とします。
- (2) その場合、円単位未満については、切り捨てといたします。

3. キャッシュバック計算対象利率

毎月の月末時点における貯金連動型住宅ローンの適用利率とします。

4. 返済

貯金連動型住宅ローンを利用するにあたっては、当組合と締結する金銭消費貸借契約証書の借入要項をもとに作成される、返済予定表に基づいた元金および利息の返済を行うものとします。

5. 利用制限

借主及び連帯債務者が同時に複数の貯金連動型住宅ローンを借入することはできません。

第 5 条 (キャッシュバックの方法等)

1. キャッシュバック金額の算出方法

下記に定める計算式により算出いたします。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローン残高の 50\%} \\ \text{または} \\ \text{定期貯金の月中平均残高} \\ \text{のいずれか低い金額} \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローン金利 - 定期貯金金利} \\ \text{※定期貯金が複数ある場合の定期貯金金利は加重平均} \\ \text{により算出します。} \end{array} \right\} \times 1/12$$

2. キャッシュバックの開始

- (1) 貯金連動型住宅ローンの融資実行月の翌月末日をキャッシュバックにかかる第一回目の計算基準日とし、その翌月よりキャッシュバックを開始するものとします。
- (2) 融資実行日から融資実行月末日までの定期貯金の月中平均残

高および融資実行月末日を基準日とした住宅ローン残高を対象に計算するキャッシュバックは行いません。

3. キャッシュバックの方法

- (1) 1月15日と7月15日の年2回 (当組合の休日の場合は翌営業日とします) に、所定の計算期間分 (1月には7月から12月分、7月には1月から6月分) のキャッシュバック金額を貯金連動型住宅ローンの返済口座へ入金するものとします。
- (2) キャッシュバックを行う口座は前項の通りとし、複数の口座に対して実施することはできません。

4. その他

- (1) 月末時点で約定返済が期日どおりに行われなかった場合は、当該約定返済に関するお支払利息はキャッシュバック計算の対象外となります。また、延滞が解消された場合でも遡ってキャッシュバックは行いません。
- (2) キャッシュバック計算を行うにあたり、貯金連動型住宅ローンを利用するにあたり締結する、金銭消費貸借契約証書の借入要項に基づいた約定利息のみを対象とし、延滞利息は対象外とします。
- (3) 当組合は、キャッシュバックの通知や入金明細等の発行を行わないものとします。
- (4) 何らかの事情により、貯金連動型住宅ローンの返済口座へ入金できない場合で、当組合へ届出の連絡先へ連絡を取ったにもかかわらず、お客さまと連絡が取れなかった場合、当該計算期間のキャッシュバックは行わないものとします。

第 6 条 (終了および解約)

1. 終了

- (1) 住宅ローンの完済月の前月末日を最終の計算基準日として本サービスは終了するものとします。
- (2) この場合、完済月の前月末日の翌日から完済日までの定期貯金の月中平均残高および融資完済月末日を基準日とした住宅ローン残高を対象に計算するキャッシュバックは行いません。また、上記最終計算基準日を含む計算期間分のキャッシュバック金額を返済口座へ入金する時点で、既に返済口座が解約されている場合は、当該計算期間のキャッシュバックは行わないものとします。
- (3) 貯金連動型住宅ローンを利用するにあたり締結する、金銭消費貸借契約証書に定める「期限前の全額返済義務」により返済義務が生じた場合には、本サービスは前回のキャッシュバックをもって終了するものとします。

2. 解約

キャッシュバックサービスは貯金連動型住宅ローンに付随するものとし、本サービスのみの解約はできません。

第 7 条 (権利の譲渡等)

理由の如何を問わず、本サービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供することはできないものとします。

第 8 条 (合意管轄)

本契約の準拠法は、日本法とします。本サービスに関して、訴訟の必要が生じた場合には、当組合本店 (所) を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第 9 条 (その他)

1. 当組合は、この規定を法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに変更することがあり、係る変更が行われた場合は、本サービスの取扱いは変更後の規定に従うものとします。
2. 仮に借主と連帯債務者の間で紛議が生じても、当組合は一切責任を負わないものとします。
3. 本サービスでキャッシュバックを受けた金額に対して公租公課が課せられる場合、借主及び連帯債務者が負担するものとします。
4. 本サービスは経済・社会情勢の変化等により内容の変更・中止を行う場合があります。その場合、店頭、ホームページ等その他相当の方法にて告知するものとします。

以上